令和８年９月８日
大潟村議会　議会改革調査特別委員会
委員長　黒瀬　友基

大潟村議会 議会改革調査特別委員会　最終報告

1　はじめに（検討の背景）

地方自治体においては執行機関である首長と議決機関である議会が対等な立場で協力、けん制し合うことで、行政が健全に推進されます。
また、首長と議員を選挙において住民が選ぶことは住民自治の基本であり住民の権利です。そして、首長や議員は選挙で信任を得ることで住民の代表としての責任と重圧をしっかりと感じ取り、その職責を果たすことが本来あるべき姿です。

しかしながら、当村においては直近では令和６年８月に大潟村議会議員選挙及び大潟村長選挙が行われましたが、村議会議員選挙は２回連続で無投票、村長選挙は４回連続の無投票となっており、村民が首長や議員を選ぶ権利を行使できていない状況となっています。

これは村政において、これまでと異なり村を二分するような大きな課題がない状況と良い捉え方もできるかもしれません。しかしながら他の自治体同様に大潟村でも人口減少や少子化、公共施設や公共インフラの老朽化など多くの課題が山積しています。

そのような中で、これからの村政及び議会運営が住民の付託を受けた代表により着実に遂行されるべきと考えますが、議会や村政への関心の低下や議員の成り手不足などの課題も顕著です。

そのため、大潟村議会として、村民に信頼される議会を目指し、成り手不足や人口減少など時代の変化に対応するため、議員定数や報酬、議会の役割を改めて検討するべきであることから「議会改革調査特別委員会」を設置し、議会改革全般に関する議論を行うこととしました。

本報告は、本委員会設置以降重ねてきた調査・検討の過程、並びに一定の方向性について、本委員会の結果と今後の方向性を報告するものであります。

2　大潟村議会改革調査特別委員会の概要

(1)設置年月日（発議・議決日）

令和６年９月 27 日

(2)設置目的（発議理由）

村の人口減少が加速度的に進み、また議会や村政への関心の低下や議員の成り手不足などの課題も生じる中において、議会のあり方が問われている。これからも村民の信任を得られる議会となるための改革に向けた調査を行う。

(3)委員の定数

１１名　※議長を除く全議員

(4)設置の根拠

地方自治法第１０９条及び委員会条例第５条の規定に基づくものである。

(5)調査事項

① 議員定数に関する事項

② 議会議員報酬に関する事項

③ その他、議会運営に関する事項

(6)調査期限

調査期間は調査終了までとし、閉会中も調査を行うことができるものとする。

(7)費用弁償

大潟村議会改革調査特別委員会委員の活動における費用弁償は行わない。

3　特別委員会開催日及び協議事項

本委員会では、令和６年11月よりこれまで全21回の委員会を開催し議論を行って参りました。

前半は定数及び報酬を中心とした議論を行い、令和７年７月には、定数及び報酬に関する中間とりまとめを公表し、パブリックコメントの実施及び村民との座談会を行い村民の方からの意見を伺いました。

その後は議会活性化策などの議会改革について議論するとともに、中間報告への村民の方からの意見を受け改めて定数と報酬の議論を行いました。

＜議会改革調査特別委員会の開催日・主な内容＞

第1回	令和6年 11月28日	検討事項について スケジュールについて
第2回	12月10日	検討事項について
第3回	令和7年 1月7日	村議会の現状について 議員定数について
第4回	1月17日	議員定数について
第5回	2月4日	議員定数について
第6回	2月17日	議員報酬について
第7回	3月4日	議員報酬について
第8回	3月21日	議員定数・議員報酬について 中間報告・意見公募について その他議会改革について
第9回	3月27日	議員定数について その他議会改革について
第10回	6月5日	中間報告書案について スケジュールについて 周知方法等について
第11回	6月17日	中間報告書(素案)について 今後のスケジュールについて
第12回	7月1日	中間報告書(最終案)について 今後の議会改革特別委員会に関して(その他の改革)の進め方
第13回	7月10日	中間報告書等最終確認 村民座談会について
第14回	9月1日	パブリックコメント・座談会の意見 各分科会の検討状況について
第15回	9月19日	各分科会の検討状況について 村づくり計画への議会提案について
第16回	10月15日	他議会のオンライン視聴に 関する意見交換 視聴者アンケート案について
第17回	12月5日	村づくり計画（素案）について
第18回	令和8年 2月12日	議会改革一覧進捗俵について 村民との懇談会、出張懇談会 村づくり計画、模擬議会、 委員会代表質問、今後の特別 委員会の進め方について
第19回	5月14日	模擬議会について 委員会代表質問について
第20回	8月6日	その他の改革について 報酬及び定数について 自由討議について
第21回	8月31日	最終報告書について 条例改正案について

※その他に令和７年７月に村民との座談会を３回実施

4　検討結果

4.1　定数

定数については、現在の 12 名から 2 名減の 10 名が望ましいとの結論に至りました。

4.2　報酬

報酬に関しては、現状維持が望ましいとの結論に至りました。

なお、本委員会においては、成り手不足の解消を目的とする観点を中心に議論を行っています。
今後定数の削減及び議会活性化のための活動が増えた場合には従来よりも議員一人ひとりの負担増も予想され、また昨今他の地方議会においても報酬増額の改定が行われているほか、全国町村議長会が一例として示す首長の報酬を基準とした原価方式による議員報酬を考えた場合には今回報酬の検討を行なった後に大潟村でも村長報酬が 15%増額となっています。
従って、報酬に関して今回は成り手不足解消を主な目的として検討し現状維持との結論に至りましたが、2 年後の改選前を目途に他の議会の動向や議会活性化策の進捗状況と議員の活動時間の増加状況、並びに物価などを含む社会情勢を考慮して再度検討することとします。

4.3　議会活性化のための活動

議会活動の質の向上や村民への広報及び村民からの意見聴取などを通じて村民の議会への関心を高めるための取り組み（以下、議会活性化）を行う必要があるとの結論に至りました。
そのため、改めて議会基本条例の理念及び各条文などに基づき、議会活性化を行うことを検討し、最終的に 11 項目の新たな議会活性化策を行うこととしました。すでに一部に関しては実施しています（別紙３）。
また、これから行う議会活性化策や今後も継続して行う議会活性化策に関しては、本委員会終了後も継続できるよう担当や実施時期などを明確にしました。

4.4　条例改正

(1) 大潟村議会基本条例

本委員会での議論を受け、今回の議会活性化策を継続していくため本委員会として議会基本条例の改正案の提出を行います。

＜主な改正点＞

① 議会の広報活動を強化するための議会広報モニター制度の開始にあわせ、村民の意見を聞くことで議会広報活動の拡充を図ることを条例に明

記します。

② 議員定数及び報酬の改正案を議員提案に限っていた点に関しては、定数及び報酬は議員自ら検討すべきと言う趣旨であると考えられますが、議員以外の改正に制限をかける条文となっていたためこの部分を削除します。但し、条例に定められている 4 年に一度の議会基本条例の見直しに併せて、定数・報酬も見直しの対象であることを申し合わせ事項に明確にすることで、議員自らが必ず 4 年に一度は定数・報酬の検討を行い、必要があれば改正の議員提案を行います。

③ 条例で定められていた 4 年に一度の議会基本条例の見直しについて今後確実に実施するため、結果として改正項目がない場合でも、その議論の内容と結果を公開することとします。

(2) 大潟村議会議員の定数を定める条例

本委員会の結果に基づき、委員会として、議員定数を 10 名とする条例改正案の提出を行います。

5 検討結果に至るまでの主な意見（定数及び報酬）

5.1 定数

A) 10 名が望ましい

- ✓ 村において人材が不足してくる中で、少ない人数でもできるよう効率化するところはしっかり行い、定数を減とするべき。
- ✓ 議会活動において改善の余地はあるとはいえ、次も無投票となったときの村民からのプレッシャーを懸念する。また、村はコンパクトシティであり、議員が多くなければいけないような特徴がない。減らしたとしても 2 つの常任委員会を維持するための定数とすべき。
- ✓ 連続無投票は、有権者の選ぶ権利も奪われたということ。この環境は変える必要がある。議会を知ってもらう努力は続ける必要あるが、議会を知るイコール立候補ではない。一般の人にとって選挙そのものがハードルであり、これはこの先も変わらない。人口減という現状も踏まえ、定数を減らさざるを得ない。
- ✓ 全国の人口比に対する議員数を見ると、3 千人程度の自治体で 8～10 が多い中、村が 12 名というのは説得力に欠ける。村民からも減らしてはという声が多くあった。現状維持のまま次回選挙で欠員が出てしまうリスクもある。
- ✓ とにかく選挙がなかったことがこの話し合いの始まり。これまでの議論を踏まえると 10 名が妥当。8 名は、新人にとってハードルが高くなる。
- ✓ 今の定数でこの先の選挙となる、もしくは定数割れにならないというの

が難しいかと思う。今回、議会改革で議会力を上げていこうとしているので定数を 10 名にして、今まで以上の議会として活動するのが望ましい。

B） 現状維持が望ましい

- ✓ 人口減少は進んでいるが、様々な層の人からの意見を村づくりに反映させるには人数が必要。無投票だからという理由で減らしても、無投票が解消されるかはわからない。減らさない方がいいという周辺自治体議員の話も聞こえてくる。
- ✓ 若い人や女性に関心を持ってもらって選挙になってほしい。報酬が現状維持であれば、定数も現状維持として、広く出馬してもらいたい。
- ✓ 村民と議会との間に距離があることが成り手不足の一因。これを解消しないまま定数を減らしても、また同じことになる。減らすことは議会力の低下につながるため、現状維持で。
- ✓ 議員は村民の代表。定数を減らすと、議会の機能を弱体化させてしまう。また、人数を減らしたところで、選挙になるかどうかわからない。現状で安定した議会運営ができている。
- ✓ 多様な意見が村づくりにとって重要。成り手がいないのは議会活動が足りなかったということ。男性も含め、若い議員が出産や育児で休んだときに、最初から定数が少ないとカバーできなくなる。とにかく成り手を増やす活動をやるべき。人口の半分は女性であり、決定の場に半分女性がいた方が良い。

5.2 報酬

A） 現状維持が望ましい

- ✓ 「成り手不足の解消のため」としても、他の町村議会との比較や財政面から大幅な増額は難しいため報酬の増額による成り手不足を解消は現実的ではなく、報酬以外の方法で成り手不足解消を目指すべき。

B） 議長報酬のアップが望ましい

- ✓ 議長・副議長の出務日数が多いため、報酬の総額を変えない範囲で、議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げるべき。

C） 議員報酬の増額が望ましい （※委員会における定数削減決定後の意見）

- ✓ 県内の他の町村の報酬では下から 2 番目であり定数を減らす中では報酬を増額した方が成り手は出てくるのではないかと思う。他の町村に見合うぐらいの金額にすべきではないか。
- ✓ 議会改革により活動量が増えるところで、報酬を増にする理由になり得る。原価方式の分母となる村長報酬も 15%程度増加しており、当初とは状況が変わっており議員報酬も同等程度の 3 万円程度上げても良いので

はないか。

- ✓ 定数が２人減って仕事量も増えることになるので、改選後からは報酬は上げた方がいい。
- ✓ しっかり選挙になることを目指しているという中で立候補者が増えるには、議員定数を減らし、その代わり議員報酬も増やしましたというのがたとえ数万円だとしても、かなり意義があることではないかと思う。

なお、検討の際に使用した各種データや資料、検討の経緯、及び村民からの意見に関しては、別紙にまとめています。

6　その他（今後の見直しについて）

今回定めた議会活性化策も含め、大潟村議会基本条例第 20 条(見直し手続)に従い、選挙後の任期開始後速やかに議会運営委員会において、議会基本条例の見直し及び議会基本条例に記載された定数、報酬、及び条例に沿った議会活性化策についても見直しを検討します。

また、それ以外に適宜見直しが必要な場合や議会活性化のため追加で実施すべき取り組みについては、議員の提案をもとに議会運営委員会及び全員協議会において検討を行なった上で、見直しを行うこととします。

7　むすびに

今回、２期連続での村議会議員選挙の無投票という状況で、このままでは今後定員割れも危惧される中、議会改革調査特別委員会を立ち上げました。

そのような中で、定数だけの議論とせず、また短期的な成り手不足解消のためという観点に留まらず様々な視点で議論を行い、今後の議員の成り手を増やすため、また議会や村政に関心を持ってもらうため、さらに議会力自体の向上を目指すための議会活性化策など幅広い内容を議論し、結論を導き出せたことは一つの成果であったと考えます。

但し、最終報告をまとめたことがゴールではなく、今回の議論を着実に活動に繋げ継続していくことが重要であり、引き続き議会活動の活性化を進めていくことを議員全員の共通認識としたいと思います。

最後となりますが、パブリックコメントや座談会での村民の皆様の意見は、各議員に対して直接頂いた意見も含め、今回の最終報告の取りまとめに向けた議論に大きな影響がありました。

村民の皆様から多くの意見を頂けたことに深く感謝するとともに、これからも引き続き大潟村議会として議会活動の改善をはかって参りますので、今後もご意見など頂きたいと思います。

8　関係資料（別紙）

（別紙１）定数と報酬の検討経過と検討に用いた各種資料（中間報告より抜粋）
（別紙２）村民からの意見
（別紙３）議会活性化策の一覧
（別紙４）自由討議の実施方法
（別紙５）議会基本条例（案）　※改正後全文
（別紙６）議会基本条例改正に付随する４年に一度の検討事項

（別紙１）定数と報酬の検討経過と検討に用いた各種資料（中間報告より抜粋）

1. これまでの検討内容

A．議員定数について

２回連続無投票となり、将来の成り手不足への不安が生じている。また、選挙が行われないことによる村民の議会活動への関心の低下も起こっているとの意見がある。

しかし、議員定数を削減した場合、住民の意見が反映されにくくなる、議会内の多様性が損なわれる、議会の監視機能が低下するなどの懸念もあり、議会力の低下を防ぐことは議員定数の検討を行う上で重要である。

一方で、人口が減少している中においては適正な定数を検討することが必須であり、また定員割れといった問題が生じる懸念、選挙が行われることでの議会への関心の高まりや議会・議員の質の向上といった効果も見込めることから、全国や周辺自治体の情報なども参考にしながら検討を行った。

(1) 現状

- 定数：12 人
- 人口：2,937 人　／　有権者数：2,543 人　（令和 7 年 6 月 1 日現在）

(2) 議論の際に参考とした資料など

①　大潟村議会議員定数の推移

議員定数推移	年月	S51.9～	H8.9～	H16.9～
	定数	16人	14人	12人

②　常任委員会構成

●大潟村議会の常任委員会構成

総務福祉教育委員会　　（定数６人）

生活産業委員会　　（定数６人）

常任委員会は、各所管の事務（課）ごとの議案などについて審査を行う場であり、定数を削減した場合には本会議はもちろん、各委員会の委員数が減ることで議論が深まらない可能性も考えられる。

一方、大潟村では１２人の議員がそれぞれいずれかの委員会に属しているが、一部の地方議会では、１委員会のみとしたり、委員が複数の委員会に所属にしたりすることで、委員会の委員数を確保している議会も存在している。

全国の町村議会における常任委員会の設置状況

表14 常任委員会の設置

（単位：団体）

町村数	常任委員会			
	設置	未設置	平均設置数（委員会）	1委員会平均定数（人）
926 100.0%	916 98.9%	10 1.1%	2.4	6.4

常任委員会設置町村数	設置数別内訳				
	5委員会	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会
916 100.0%	4 0.4%	49 5.3%	302 33.0%	513 56.0%	48 5.2%

表15 常任委員の複数所属制の採用

（単位：団体）

常任委員会設置町村数	複数所属制の採用		
	町村数	平均設置数（委員会）	1委員会平均定数（人）
916 100.0%	395 43.1%	2.9	6.9

出典：第68回町村議会実態調査（令和5年3月）

③　全国の自治体の比較

全国の人口 3,500 人以下の町村の人数を見ると一番多い 12 名の議員定数は大潟村のみであり、3,001 人～3,500 人の町村における議員定数の平均は 9.44 人である。

町村議会の定数

第68回町村議会実態調査（全国町村議長会/令和5年）

		定数															
人口	町村数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
全町村	926	2	12	16	102	39	189	34	204	54	146	20	81	1	21	4	1
3001-3500人	32	0	0	1	7	4	18	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2501-3000人	40	0	0	0	13	6	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2001-2500人	31	0	0	2	10	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※数値は令和4年7月1日時点（大潟村人口：3,046人）

人口	全町村		3001-3500人		2501-3000人		2001-2500人	
	町村数	平均	町村数	平均	町村数	平均	町村数	平均
	926	11.78人	32	9.44人	40	9.20人	31	8.84人

（参考）

大潟村人口推計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	3,011	2,794	2,555	2,327	2,128	1,944	1,772

出典：国立社会保障・人口問題研究所：地域別将来推計人口（R5）

④　県内町村の定数・人口一覧

県内各自治体の議員定数は以下の通りである（人口順）。

町村	議員定数	人口
上小阿仁村	8 人	1,914 人
東成瀬村	10 人	2,375 人
藤里町	10 人	2,778 人
大潟村	12 人	2,969 人
井川町	11 人	4,226 人
小坂町	10 人	4,504 人
八郎潟町	12 人	5,198 人
八峰町	12 人	6,174 人
五城目町	14 人	7,924 人
羽後町	12 人	13,181 人
三種町	15 人	14,357 人
美郷町	16 人	17,574 人

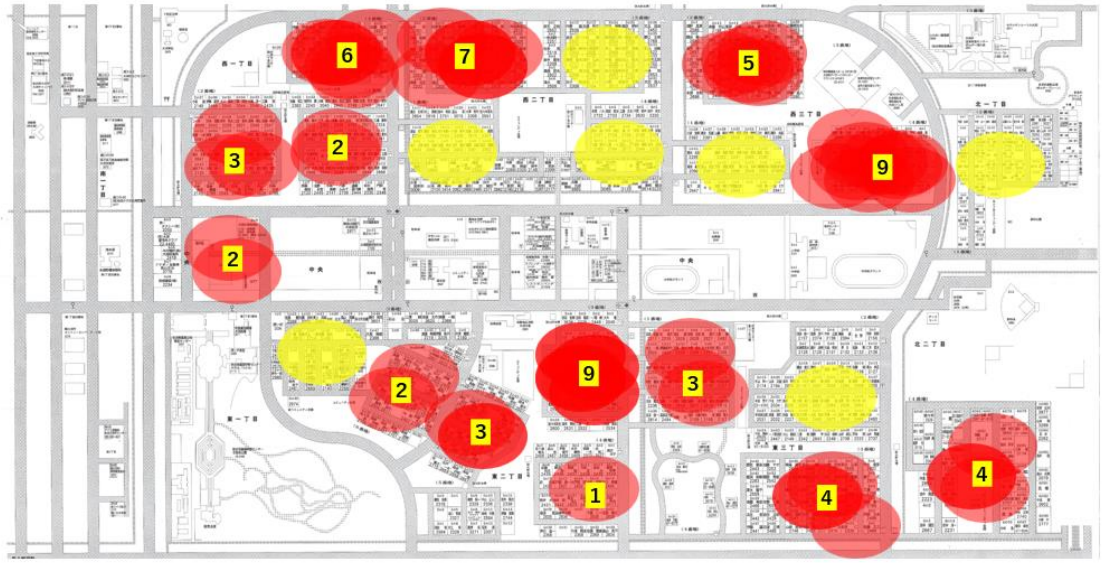
※定数・人口は R6 年 7 月 1 日時点

⑤　過去 5 期の議員居住住区

他の自治体では議員は各集落からの代表であり定数も集落の数なども参考にしているとの意見もあり、大潟村においても議員の住区代表である可能性も考慮し、過去 5 期の議員の居住住区の資料を作成し各住区の代表となっているかの参考資料とした。しかしながら、大潟村は集落が分散しておらず住区ごとに議員が平均して居住している傾向もみられない。

過去5期の議員居住住区

数字は各住区居住議員数の5期累計／黄色は5期で議員が一度もいない住区



⑥　予算に占める議会費の割合

コスト面から定数を検討する上で、全国町村議長会の調査結果を参考にした。

当初予算に対する議会費の割合は平均で 1.0%なっており、人口別に比較すると人口が少ない自治体では議会費の占める割合が増える傾向にある。

人口 5 千人未満の自治体の平均は 1.27%となっているが、大潟村では 1.44%と 5 千人未満の自治体の全国平均と比較しても議会費の占める割合が大きい。

13　議会費（令和 5 年度当初予算）（表 26）

(1)　令和 5 年度当初予算額の 1 町村あたり議会費の全国平均は、79,044 千円、一般会計歳出総額 7,528,401 千円に占める割合は 1.0%である。

表26　議会費（令和5年度当初予算）

（単位：千円）

費目	全国平均	人口段階区分別平均				
		A	B	C	D	E
議会費合計	79,044	52,647	73,642	87,298	101,142	119,521
一般会計歳入合計	7,528,401	4,138,423	6,770,648	8,613,474	10,432,311	12,755,091
		5千人未満	5千-1万	1万-1.5万	1.5万-2万	2万以上
		1.27%	1.08%	1.01%	0.96%	0.93%

大潟村：一般会計歳入合計　4,573,000千円（ R6当初予算）

大潟村：議会費R6　66,026千円→議会費の割合　1.44%

出典：町村議会実態調査（令和5年7月1日）を元に独自に作成
（大潟村の予算額は令和6年度を使用している）

(3) 議論の概要

- ✓ 各年代の男女が議員に入っているかたちが良い。
- ✓ 多様な意見を反映させるためにも多い方がいい。
- ✓ 人口比だけの議論では多様性を損なうのではないか。
- ✓ 多様性については、各議員が（多様な世代の村民の意見を聞き）各世代の想いを持って審議に臨めば良い。
- ✓ 年代別分布を理想とするにしても、果たしてそれが実現できるのか。
- ✓ 定数が 20 名の北海道音更町議会も 50～60 代の議員が多く男女比も平等ではない。
- ✓ 議会として議論が成り立つ前提での最小コストを考えるべき。人口規模別の平均を見ると他の議会では 10 人以下で成り立っている。
- ✓ 10～15 年先の村の人口減少を踏まえると、2,000 人程度の人口規模の平均値である 8 名が望ましいのではないか。
- ✓ 定数減らしたところで成り手がいないのであれば意味がない。成り手を増やす方法をやることが大事ではないか。
- ✓ 平均を上回る定数とするなら、その理由を明確に説明できなければならない。
- ✓ そもそもは選挙にならないというところから話し合いが始まっている。村民からの付託があっての議員という意識が大事。
- ✓ 2 期連続選挙にならなかったのだから 10 名。
- ✓ 現状の 12 名を起点にするのではなく、同規模自治体の平均など客観的な数字で考えるべき。
- ✓ 人口平均で見ると 10 人か 8 人。常任委員会は 2 つであるべきなので 10 人が妥当。
- ✓ 充実した議論ができるかどうかが重要。
- ✓ 「定数を 8 とした場合」を想定してメリットとデメリットの検討を行った際には、以下のような意見が出た。
 - ➢ 委員長や組合議会、監査などの兼任が増えてしまう。
 - ➢ 議員一人あたりの負担が増え、それによって潜在的な担い手を失う可能性がある。
 - ➢ 定数減らすことで、逆に立候補しないという人が出てくる可能性がある。
 - ➢ 1 常任委員会の人数が 4 人では議論が成り立たず、常任委員会の活動が停滞する。
 - ⇨ 現在の 2 つの常任委員会を 1 委員会にする方法もあり、1 委員会にすると全議員がすべての案件に関われて村全体を知ることができる。
 - ⇨ 1 常任委員会は議論にはなるが、すべての案件を取り扱うため日程が長引いてしまう。当局にも負担がかかる。
 - ➢ 村政のチェック機能が劣る。
 - ➢ 選挙になる。
 - ➢ 経費が減る。

(4) 中間とりまとめ

① 委員会中間集約　※委員長、議長を除く 10 名

●定数 12 名（現状維持）が望ましい　5 名

●定数 10 名が望ましい　5 名

② 集約時の各委員（議員）の意見　※各意見ごとに議席番号順

●定数 12 名（現状維持）が望ましい

- ✓ 人口減少は進んでいるが、様々な層の人からの意見を村づくりに反映させるには人数が必要。無投票だからという理由で減らしても、無投票が解消されるかはわからない。減らさない方がいいという周辺自治体議員の話も聞こえてくる。（菅原アキ子）
- ✓ 若い人や女性に関心を持ってもらって選挙になってほしい。報酬が現状維持であれば、定数も現状維持として、広く出馬してもらいたい。（川渕文雄）
- ✓ 村民と議会との間に距離があることが成り手不足の一因。これを解消しないまま定数を減らしても、また同じことになる。減らすことは議会力の低下につながるため、現状維持で。（齋藤牧人）
- ✓ 議員は村民の代表。定数を減らすと、議会の機能を弱体化させてしまう。また、人数を減らしたところで、選挙になるかどうかわからない。現状で安定した議会運営ができている。（松雪照美）
- ✓ 多様な意見が村づくりにとって重要。成り手がいないのは議会活動が足りなかったということ。男性も含め、若い議員が出産や育児で休んだときに、最初から定数が少ないとカバーできなくなる。とにかく成り手を増やす活動をやるべき。人口の半分は女性であり、決定の場に半分女性がいた方が良い。（三村敏子）

●定数 10 名が望ましい

- ✓ 村において人材が不足してくる中で、少ない人数でもできるよう効率化するところはしっかり行い、定数を減とするべき。（松本正明）
- ✓ 議会活動において改善の余地はあるとはいえ、次も無投票となったときの村民からのプレッシャーを懸念する。また、村はコンパクトシティであり、議員が多くなければいけないような特徴がない。減らしたとしても 2 つの常任委員会を維持するための定数とすべき。（松橋拓郎）
- ✓ 連続無投票は、有権者の選ぶ権利も奪われたということ。この環境は変える必要がある。議会を知ってもらう努力は続ける必要あるが、議会を知るイコール立候補ではない。一般の人にとって選挙そのものがハードルであり、これはこの先も変わらない。人口減という現状も踏まえ、定数を減らさざるを得ない。（菅原史夫）

- ✓ 全国の人口比に対する議員数を見ると、3 千人程度の自治体で 8～10 が多い中、村が 12 名というのは説得力に欠ける。村民からも減らしてはという声が多くあった。現状維持のまま次回選挙で欠員が出てしまうリスクもある。（大井圭吾）
- ✓ とにかく選挙がなかったことがこの話し合いの始まり。これまでの議論を踏まえると 10 名が妥当。8 名は、新人にとってハードルが高くなる。（工藤勝）

B．議員報酬について

２回連続無投票となり成り手不足への不安が生じていること、また物価などが上昇している中で議員の成り手不足と適正な報酬について検討を行った。
一方で、人口減少が進む中で将来的な財政面での負担なども考慮する必要があり、総合的に検討を行った。

(1) 現行報酬

月額報酬　　議長　　255,000 円
　　副議長　　212,000 円
　　議員　　199,000 円

(2) 議論の際に参考とした資料など

① 大潟村議会議員報酬の推移（月額）

	議員報酬	議長報酬	副議長報酬	備考
S51 年	65,000 円	74,000 円	68,000 円	議員定数 16
～	概ね 2 年ごとに 1～2 万円ずつ報酬アップ			
H10 年	235,000 円	280,000 円	250,000 円	議員定数 14
H15 年	222,000 円	264,000 円	236,000 円	
H17 年	199,000 円	237,000 円	212,000 円	議員定数 12
H28 年	199,000 円	255,000 円	212,000 円	議長報酬のみ改定／現行額

② 全国平均

全国の同一人口規模の町村議会の報酬の平均は以下の通りであった。

全国平均(同一規模自治体)

人口2,501～3,500(69自治体)　**平均188,325円**

出典:第69回町村議会実態調査(令和5年7月1日時点)

③ 県内町村の報酬額

県内町村議会の報酬およびその平均額は以下の通りである。

県内町村との比較

県内12町村(大潟村含む)

平均224,500円

出典:第69回町村議会実態調査

(令和5年7月1日時点)

	人口	議長	副議長	議員
小坂町	4,626	253,000	229,000	222,000
上小阿仁村	1,981	252,000	225,000	214,000
藤里町	2,857	279,000	242,000	233,000
三種町	14,794	288,000	255,000	241,000
八峰町	6,384	276,000	242,000	233,000
五城目町	8,238	280,000	245,000	235,000
八郎潟町	5,321	210,000	194,000	186,000
井川町	4,339	252,000	225,000	212,000
大潟村	3,007	255,000	212,000	199,000
美郷町	17,991	288,000	264,000	255,000
羽後町	13,513	288,000	267,000	253,000
東成瀬村	2,404	255,000	221,000	211,000

④　原価方式による報酬額

原価方式とは、全国町村議長会が一例として示す報酬算出方式であり、首長（村長）の報酬を基準に、首長の活動日数に対する議員の活動日数の比率から適正と考えられる報酬を算出する計算方法である。

本来は各自治体の首長および各議員の活動日数を出した上で計算を行うが、今回元となる活動日数は、全国で検討を行った議会の平均日数とした。

全国町村議長会による原価方式

- 全国議長会とによる平均値と村長の報酬から
 - 首長の職務遂行日数（平均）　305日
 - 町村議会議員の職務遂行日数（平均）　107日(*)

(*)原価方式を採用した31団体の平均

 - 大潟村長の報酬　620,000円

620,000円÷305日×107日＝217,508円

⑤　職員給与との比較

前回議員報酬の改定を行った平成 17 年時点と現在の村職員の給与との比較を行った。

職員給与に関しては、同じ号給で比較した場合には平成 17 年と比較して-1.9%となっており、それを議員報酬に当てはめると下記の通りとなる。

村職員給与との比較

前回の一般議員報酬の改定:平成17年 199,000円

職員給与の推移

一般職員	H17	R6	増減率
平均給料	319,200	288,778	-9.5%
平均年齢	44歳	40歳	
42歳一般職員	H17	R6	増減率
4-14（5-12）	327,500	321,400	-1.9%
※H17時点対応号級は5-12			

42歳一般職員の基本給の推移を元に計算

199,000円の-1.9%=**195,219円**

※ 平均給与は平均年齢による差があるため、俸給表の基本給で比較を行った

⑥ 各資料まとめ

報酬検討（まとめ）

- 現在の報酬 199,000円
- 全国同規模平均 188,325円（人口2,501～3,500人/69町村）
- 県内全町村平均 224,500円（全12町村）
- 原価方式 217,508円
- 村職員給与比較 195,219円

※ 現状の原価方式の計算は全国31自治体の平均。原価方式の採用する場合は活動日数の精査が必要

(3) 議論の概要

✓ 定数を増やして報酬を下げるのも一つの方向ではないか。

✓ 生活給までいかなくても、ある程度魅力を感じる額であっていい。

✓ 全国議長会が示した、活動日数をベースに原価方式ではどうか。ある程度の根拠があった方が村民の納得が得られる。

- ✓ 原価方式で（活動時間を）算出することにより、議員の働きを村民に示すことができる。
- ✓ 職員給与との比較を見ると、職員給与が下がっているのに議員報酬が上がるのは納得いかない人もいるかと思う。
- ✓ 報酬を据え置いて、定数下がれば議会費が下がる。
- ✓ 低い報酬ではボランティア的な活動になってしまう。
- ✓ 村民に対してきちんとした根拠を示せるのなら上げることも容認される。
- ✓ 仕事をやめて議員に専念する人は、ある程度の報酬がないとやりづらい。
- ✓ 多大な報酬とすることで財政に影響するのは問題がある。かといって 1 万 2 万あげたところで、成り手不足解消になるかは疑問。報酬は現状のままでも良いと思う。
- ✓ 各データを見ても、今の金額が特に低いということではないと思う。今のままで良い。
- ✓ 隣町は県内最低額だが、新人 5 人が出馬した。報酬の多い少ないが、成り手不足に影響しているわけではないと感じる。
- ✓ 上げるなら、定数減を前提として現在の報酬総額を超えない範囲とすべき。
- ✓ 定数削減するのであれば少しは報酬を増やしてもいい。
- ✓ 少ない報酬では兼業になってしまい、成り手不足が進む懸念もある。
- ✓ 他の仕事との「兼業」とするか、議員報酬だけでの「専業」を目指すのかによって報酬額は変わってくると思う。
- ✓ （小規模自治体の財政を考えると）報酬は「兼業」を前提にするしかない。報酬ではなく夜間休日議会などサラリーマンでも関われるような議会のやり方を考えるべき。
- ✓ 65 歳以下は 28.6 万円、66 歳以上は 11 万とするなど、若い人に手厚くできる年齢別報酬を提案する。
- ✓ 若い世代のために育児手当などの支給でバックアップしても良いのかと思う。厚生年金も必要かと思う。
- ✓ 議員は村民の代表として多岐にわたる課題に取り組んでいる。年齢による差はない方がいい。
- ✓ いろいろな年齢層がいてこそ議会活動は活発になる。年齢別報酬や若い人だけの手当はいかがなものか。
- ✓ 報酬は現状維持しかないかと思っている。小さい自治体であり財政的に上げるのにも限界がある。
- ✓ 議長は、多くの会合に出ている。議長の報酬を 1 万円くらい上げたらいいと思う。
- ✓ 定数削減をすれば委員長の負担がさらに大きくなる。委員長の手当があっていいと思う。
- ✓ 正副議長は、数年前に見直したのでこのままでよい。
- ✓ 委員長報酬は、委員会により負担の大きさが異なり、今後の委員会の組み替えなどがあれば変動してくる。現状のままでいいと思う。

(4) 中間とりまとめ

① 委員会中間集約　※委員長、議長を除く 10 名

●議長・副議長・議員報酬ともに現状維持が望ましい　9 名

●議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げる　1 名

（議長 275,000 円、副議長 222,000 円、議員 196,000 円）

※議長＋２万円、副議長＋１万円、議員－３千円

② 集約時の意見

●議長・副議長・議員報酬ともに現状維持が望ましい

- ✓ 「成り手不足の解消のために報酬をどうすべきか」と言う観点からの議論を行ったが、他自治体との比較や原価方式などによる報酬の検討、また自治体予算全体を考えても、大幅な増額は難しく、報酬の増額による成り手不足を解消は現実的ではない。
 そのため、報酬以外の方法で成り手不足解消を目指すべきとの意見が多く出され、現状維持が望ましい、との意見が多数を占めた。

●議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げる

- ➢ 議長・副議長の出務日数が多いため、議長・副議長を含む全議員の報酬の総額を変えない範囲で、議員報酬を削減し、議長・副議長報酬を上げるべき。

（別紙２）村民からの意見

1　村民からの意見聴取概要

議員定数及び議員報酬に関する中間報告を元に、村民からの意見を聞くために座談会及びパブリックコメントの募集を行った。

1.1　村民との議会改革に関する座談会

＜開催日＞計 3 回実施

①令和 7 年 7 月 27 日 13:30～

②令和 7 年 7 月 29 日 13:30～

③令和 7 年 7 月 29 日 19:00～

＜会場＞

大潟村村民センター

＜参加人数＞

① 1 名、②4 名、③7 名

1.2　パブリックコメント

＜募集期間＞

令和 7 年 7 月１８日（金）～8 月 7 日（木）

＜実施方法＞

令和 7 年 7 月発行の議会だよりにて告知し、村議会ホームページに資料を掲載し、メールフォームおよび議会棟内の受付箱で意見を受け付け。

大潟村内在住者で、氏名・住所・連絡先が明記されたものを議会への意見として取扱う。

＜結果＞

受付人数　6 人

2　座談会、パブリックコメントで出された主な意見　※一人からの複数の意見も含める

（1）議員定数について

- ✓ 今後、有権者数が減少する見込みであることから、有権者数の減少に応じて議員定数も削減してよいのではないか。委員会の数や構成人数への影響については、今後さらに説明を聞きたい。
- ✓ 他市町村との比較や大潟村の人口規模を踏まえると、議員定数は 10 人程度が妥当ではないか。
- ✓ 将来的に人口が 3,000 人を下回ることが見込まれるため、定数 12 人を維持せず、10 人に削減することを望む。
- ✓ 人口規模から考えると、議員定数は 8 人程度が妥当ではないか。
- ✓ 将来的には議員を置かず、案件ごとに村民全員がインターネットで賛否を表明

する仕組みを検討してはどうか。当面は定数を半数程度にしてもよいのではないか。

- ✓ 無投票が続くことは村政活動にとって望ましくないため、定数削減は選挙を実施するための有効な対策となるのではないか。
- ✓ 定数8人は少なすぎる。10人と12人にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、他市町村の状況や大潟村の実情を踏まえて検討すべきである。
- ✓ 人口減少や他市町村の状況を考えると、定数を減らさざるを得ない面もあるのではないか。
- ✓ 人口割合だけを考えれば6人または7人でもよいが、多様な意見を反映するため、財政面で可能であれば12人を維持した方がよい。
- ✓ 報酬を少なくしても、議員定数は多い方がよい。多様な意見を持つ住民が議会に参加できることが重要である。
- ✓ 現在の定数でよいのではないか。一般質問では毎回7～8人が質問しており、議会活動は活発である。
- ✓ 無投票となったことだけを理由に、直ちに定数を削減するのは適切ではない。無投票となった原因を検証する必要がある。
- ✓ もう一度選挙を実施し、それでも無投票となった場合に、定数削減を検討してはどうか。
- ✓ 定数を減らすと、行政を監視する視点が少なくなり、議会のチェック機能が低下するおそれがある。安易な削減は避けるべきである。
- ✓ 大潟村は地域がコンパクトで住民同士の距離も近いため、定数が減ると意見の集約ができなくなるという説明には納得できない。
- ✓ 定数を減らすことで議員の兼任が増えるとの説明があるため、現在の兼任状況と、定数削減後の影響を具体的に示してほしい。
- ✓ 人口が一定数減少するごとに定数を1人減らすなど、人口に応じて定数を見直す仕組みを設けてはどうか。
- ✓ これまで定数を変更してきた経緯や、その判断理由を住民に分かりやすく説明してほしい。
- ✓ 定数削減の検討が急に進んでいる印象がある。立候補者を増やす取組を先に検討すべきだったのではないか。
- ✓ 選挙は民主主義の根幹であり、無投票では本当に村民の代表と言えるのか疑問である。選挙によって選ばれることを原則とすべきである。
- ✓ 議員を辞める人の後任がいないことが無投票の一因となっている。定数削減だけでは、なり手不足の根本的な解決にはならない。

（2）報酬について

- ✓ 定数を削減してもこれまでと同じ役割を担うのであれば、議員1人当たりの

仕事量が増えるため、報酬を引き上げるべきである。

- ✓ 定数を 12 人から 10 人に削減する場合には、議員の負担や責任が増えるため、その分の報酬を増額してもよい。
- ✓ 現在の報酬水準はおおむね妥当ではないか。
- ✓ 議員報酬は引き下げるべきであり、月額制ではなく、日当と実費を後払いする方式も検討してはどうか。
- ✓ 議長および副議長の報酬は低いのではないか。役職に伴う責任に見合った水準を検討すべきである。
- ✓ 報酬が若い人のなり手不足の原因であるなら検討が必要だが、報酬の多い少ないだけが、なり手不足の理由ではないのではないか。
- ✓ 現在の報酬月額 20 万円はおおむね妥当ではないか。25 万円程度に引き上げると、住民から批判を受ける可能性がある。
- ✓ 報酬が少し上がったとしても、議員が魅力的な仕事に見えるとは限らない。
- ✓ 現行の報酬額を把握している住民は少ないため、報酬を引き上げる場合には、増額の根拠と議員活動の内容を併せて説明すべきである。
- ✓ 定数を削減する場合は、議員 1 人当たりの仕事量や責任が増えるため、その分の報酬を引き上げてはどうか。
- ✓ 議員活動を行うほど報酬からの持ち出しが増えている。議員活動の実態に見合った報酬を検討すべきである。
- ✓ 議員報酬は、低すぎても高すぎても理解を得にくいため、議員の役割や活動内容とのバランスを考えて決定すべきである。
- ✓ 議員自身が現在の報酬を「割に合う」と考えているのか、実態を明らかにしてほしい。
- ✓ 定数削減によって生じる財源を、議員報酬の引上げに充てることも含めて検討してはどうか。
- ✓ 報酬算定に用いている原価方式の考え方や、「村長報酬÷305 日×107 日」とする算定根拠を、住民に分かりやすく説明してほしい。
- ✓ 議員活動を積極的に行った場合に、政務活動費などによって活動を支援する制度を設けてはどうか。
- ✓ 政務活動費があれば、議員がより積極的に調査・研究活動を行えるのではないか。導入の必要性を検討してほしい。

（3）その他

- ✓ 住民の政治や行政への関心を高めるため、地方自治や議会に関する講座などを開催してはどうか。
- ✓ 若い世代や学生の政治参加を促すため、県立大学の学生寮に期日前投票所を設けてはどうか。

- ✓ 将来的には、議会そのものが必要かどうかについても、根本から検討してはどうか。
- ✓ 村民の幅広い意見を吸い上げるためには、議員が日常的に村民と接し、意見交換することが必要である。現在はその取組が十分ではない。
- ✓ 研修旅行については、必要性や費用対効果を検証すべきである。必要な情報は現地に行かなくても得られるため、税金は村民のために使うべきである。
- ✓ 議会や村政に、より多くの住民が関心を持つための取組を進めるべきである。
- ✓ 議会改革を進める際には、定数や報酬の見直しだけでなく、議会活動の内容や住民との関係も併せて検討すべきである。
- ✓ 無投票やなり手不足の解消には、報酬の見直しだけでなく、議員活動の見える化や、住民の政治参加を促す取組が必要である。
- ✓ 無投票の原因を検証し、定数削減だけでなく、立候補者を増やすための対策を講じるべきである。
- ✓ 選挙になって当然という雰囲気をつくり、立候補への心理的な敷居を低くすることが必要である。
- ✓ 若い人に限らず、男女を問わず、さまざまな意見を持つ人が立候補できる環境を整えてほしい。
- ✓ 議員経験者が 30 代、40 代、50 代などの次の世代に助言・指導し、議員を目指す人を育てる取組が必要である。
- ✓ 議員を辞めた人にも協力してもらい、後継者の育成や立候補者の掘り起こしを進めてはどうか。
- ✓ 議員になることで得られる経験や学び、地域への貢献の意義を積極的に PR してはどうか。
- ✓ 立候補者が定数に満たない場合でも、選挙を実施できる仕組みについて検討してはどうか。
- ✓ 選挙を実施することが、議会や議員への関心を高める最初のきっかけになる。
- ✓ 議員の実際の業務や役割が住民に十分伝わっていない。議員活動の内容を分かりやすく公表してほしい。
- ✓ 議員の役割が見えないまま報酬額だけが示されると、報酬に対して批判的な見方をされるおそれがある。
- ✓ 議員一人ひとりの意見や考えが分かるよう、議員自身が積極的に発信してほしい。
- ✓ 議員が支持者や住民に問いかけ、多様な意見を吸い上げることが議員の役割である。
- ✓ 議員懇談会等を通じて住民の要望に真摯に対応している点は、大潟村議会の評

価すべき特徴である。

- ✓ 大潟村では議員と住民との距離が近く、親しみやすい雰囲気がある。この長所を議会改革や議員の魅力発信に生かすべきである。
- ✓ 議会中継やアーカイブを見ている人が限られているため、住民が関心を持ちやすいテーマの発信や視聴方法の改善が必要である。
- ✓ 議会中継の録音・録画を、議員ごと、質問ごと、分野ごとに分け、関心のある内容を聞きやすくしてほしい。
- ✓ 議員懇談会や座談会など、議員と住民が継続的に意見交換できる機会を増やしてほしい。
- ✓ 住民が行政や政治に関心を持っていないため、日頃から住民の関心を高める取組が必要である。
- ✓ 議会改革の目的や、何を改革しようとしているのかが分かりにくい。改革の背景、課題、目指す姿を明確に示してほしい。
- ✓ 多様な意見を持つ議員がいる議会であってほしい。また、行政に対して必要な提案や指摘を行う議会であってほしい。
- ✓ 議会は行政をチェックするだけでなく、村民の立場に立って政策を議論し、必要に応じて行政に提案する役割を果たすべきである。
- ✓ 県立大学生が議会中継のアルバイトを通じて、自分に関係する内容や興味のあるテーマには関心を持った。若い世代に身近なテーマを発信することが重要である。
- ✓ 県立大学の学生寮に期日前投票所を設置することで、学生が議会や選挙に関心を持つきっかけになるのではないか。
- ✓ 女性の政治参加は必要であり、女性の意見を議会が継続的に聞く仕組みを設けてはどうか。
- ✓ 女性候補者が複数いる状況になれば、女性も立候補しやすくなるのではないか。
- ✓ 現在の女性議員にも、女性のなり手を増やすための役割を担ってほしい。
- ✓ 年代や性別を問わず、さまざまな考えを持つ住民が立候補できる議会を目指すべきである。

（別紙３）議会活性化策の一覧

1. 総合計画への議会提案

総合村づくり計画（案）を事前に説明を受けた上で、その内容について各議員から修正すべき点などを出してもらい、それを全員で議論し修正に賛同が多かった点に関しては要望事項として当局側に伝えた。

議員間で討議し決められたことはよかったが、時間がない中で初めての取り組みのため、それぞれが出した修正案への議論が深まらず賛否のみを確認して結果を出すことになった点など課題も残った。

また、最終案に近い段階での修正要望のため、全体的な方向性の修正、関与が難しいため、今後はそういった点への関与をどのように行うかも課題と考える。

＜今後の継続に向けた決定事項＞

✓ 今後も総合計画に関しては議会提案をしていく方向ではあるが、その場合には以下の点などを考慮し、議会運営委員会において検討して実施する。

1．当局側の総合計画立案のスケジュールを立てる時点で、議会提案を反映させるスケジュールを盛り込むよう要望する

2．議員からの修正提案を採決のみで判断するのではなく、委員会ごとなど少人数で議論ができる環境を用意した上で、採決のみにならずしっかりと議論し結論が出せる環境整備を作る

3．全体像（方向性）への提案を行う上では、初期の段階で検討委員会や当局側との意見交換を行なう場を設けるなどの対応も必要となるため、その点も当局側と調整を行う

2. 村民議員との懇談会・出張懇談会

大潟村議会基本条例第 10 条(村民・議会との懇談会の開催)に基づき、これまでも開催されてきた村民議員との懇談会については引き続き年に 1 回開催するとともに、参加者を増やすため自治会長連絡協議会での周知を行うこととした。

また、議会基本条例第 10 条に加えて第 4 条(村民参加及び村民との連携)に基づき、村民団体、NPO 等との意見交換の場を多様に設けるため、新たに出張懇談会を年 2 回程度開催することとし、初年度に関しては、JA 青年部及びふれあい健康館に来られている高齢者及びフレッシュミズとの意見交換を実施した。

＜今後の継続に向けた決定事項＞

✓ 村民議員との懇談会については、自治会長連絡協議会での周知に間に合うよう全員協議会で日程の決定を行い開催の周知を行う。

✓ 出張懇談会は、毎年 11 月の全員協議会で出張先の団体などを検討したうえで、担当議員を決めて対応し、概ね年２件（２団体）程度との意見交換を行なう。

3. 議会ポスター
興味を持ってもらえるようにカラー刷りとしたうえで、一般質問の内容を目立たせるとともに一般質問を行う議員の顔写真を掲示する。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ このまま継続して実施する。

4. 他議会の傍聴
今後の議会改革、議会活性化策の参考とするため、他の議会の中継動画を各自で視聴したうえで、本委員会において意見交換を行う場を設けた。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 議会改革を検討するにあたっての取り組みであり１回限りの実施とした。 （今後必要と思われる場合は、議員の新たな提案として、全員協議会にて検討）

5. 一般質問日程の見直し
傍聴者を増やし議会への関心を高めることを目的に、事前に内容が公表されている一般質問の傍聴がしやすいよう一般質問の質問時間を定めることに変更し、令和７年１２月議会から実施した。 実施後の議員から、昼前や夕方の休憩時間が多くなるとの意見もあったが、変更して間もないことから当面の間はこのまま継続することとした。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ このまま継続して実施する。

6. 傍聴者によるアンケートの導入
村民の声を議会活性化に活かすため、令和７年 12 月議会より傍聴者アンケートを実施した。 ✓ アンケート結果は、定例会翌月の全員協議会において全議員で共有する。 ✓ アンケート件数・内容の状況を見ながら、傍聴アンケートの結果の議会広報への掲載も行う。掲載の有無・方法の判断は広報編集委員会に委ねる。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 継続して実施し、定例会翌月の全員協議会で内容を共有する。 ✓ ご意見・要望などに対しての回答は、広報編集委員会にて検討をした上で全員協議会に諮って行う。

7. 議会だより（モニター制度の導入・誌面改革）
より村民に読んでもらえる議会だよりとするため、令和８年度より議会だよりモニター制度を設けてモニターを選任（現在４名／最大５名）。１年間の村議会だよりや他の議会の議会だよりを読んで頂いた上で、議会だよりへの意見を聴取する。 また、誌面は、一般質問を一人１ページ構成から半ページにすることで読みやすい紙面へと改定した。 今後もモニターなどの意見も参考にしながら、広報編集委員会において適宜誌面構成の見直しを行う。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ モニターの選任は行ったが、モニターからの意見聴取は今年度後半に行う。今後は毎年モニターを募集しながら継続する。 ✓ 誌面構成の変更は、広報編集委員会の所管とし、モニターの意見、及び各委員や委員以外の議員の意見を元に常に見直しを行う。

8. 動画配信
YouTube による動画配信の説明欄に各議員の一般質問の開始時間へのリンクを設置することで村民が希望する内容にアクセスしやすいようにした。 また、2026 年９月議会より動画配信システム（カメラなど）を更新し、より見やすく聞きやすい議会動画配信とした。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 今後も継続してリンクの設置を行うこととし、現状の担当者がマニュアルを整備したうえで、事務局において実務を担う。

9. 模擬議会
議会への興味、関心を持ってもらえるよう議会主導で模擬議会の開催をおこなうこととした。当局と調整した結果２年に一度の開催であれば可能との回答で、2026 年度より行う計画で準備を行った。 初年度は、中学生模擬議会の開催を検討し、教育委員会、学校などと協議した結果、授業の一環として中学校主導で模擬議会を行うこととなったため、今年度は議会主導の模擬議会に変えて、議員の講和や、事前準備（授業）への議員の参加となった。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 原則として２年に１度の開催を行うこととし、開催年度の前年度３月時点の全員協議会で担当議員を決めて担当議員を中心に準備を進める。但し、学校主導による中学生模擬議会が今後も開催される場合は中学生模擬議会への協力も行うとともに、当局側の負担も考慮し議会主催の模擬議会の開催可否を検討する。

10. 常任委員会による政策提言及び委員会質問の導入
総務福祉教育常任委員会及び生活産業常任委員会において、2年ごとに政策提言を行う。 半年程度で提言を行う分野を決めた上で、調査、視察などを経て、2年以内に政策提言を行う。また、提言提出後の本会議において委員会質問として、提言内容に関しての当局側への質問を実施する。 委員会による視察については、政策提言を行う内容に関連する視察内容を中心に据えて視察内容の検討を行なうこととし、必要に応じて予算措置の要望を行う。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 閉会中の継続審査の議決を行った上で通年を通して活動することとする。 ✓ 調査、視察が行われない時期においても、定例会ごとに進捗状況の確認のため常任委員会を実施する。

11. 自由討議の導入
大潟村議会基本条例第9条「議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める」に基づき、各委員会、及び本会議での討論及び採決の前に、議員同士での自由討議を実施する。 初回は令和8年9月議会における決算特別委員会で試験的に実施し、その後毎年3月定例会の予算特別委員会においても実施する。その他の本会議及び常任委員会などにおいては、議員からの求めがあった場合には議長または委員長が自由討議を行うかを判断する。
＜今後の継続に向けた決定事項＞ ✓ 別紙の通りの手順で実施する。

＜その他＞取り組みの見直しについて

各活動内容の見直しや新たな活動に関しては、議員の提案をもとに全員協議会において検討を行なった上で、内容の見直しや新たな活動を行う。

（別紙４）自由討議の実施方法

大潟村議会における自由討議の実施

１．試験的な運用を兼ね令和８年９月議会の決算特別委員会にて行う。また、今後の予算特別委員会では常に行う。

他の常任委員会、特別委員会、本会議などは、質疑の終結前に委員・議員から要求があった場合には、議長、委員長の判断で実施する。

２．運用方法

(1)議案に対する質疑を中断し休憩に入り当局側退出の後再開し自由討議を行う。

休憩に入る際は質疑の再開時間を事前に宣言する。

予算・決算特別委員会に関しては、総括質疑の間に自由討議を行う。

① 自由討議の進行は議長または委員長が行う。

② 自由討議は本会議、委員会中に行うため議事録として残す。

③ 自由討議に際して当局側の説明を必要とする場合は説明員の同席を求めることができる。

④ 一括審査を行わない議案は必要であれば議案ごとに自由討議が必要となる。

⑤ 補正予算など課をまたぐ議案の場合、
課ごとの審査・質疑⇒（自由討議）⇒課長が集まった時点で再度質疑⇒討論⇒採決
の順番とする。

(2)自由討議終了後は休憩を経て当局入室後に、自由討議で出た内容も含めた質疑（総括質疑）を行った上で、討論、採決へと進む。

３．時間は前後の休憩を含めて当面は概ね 30 分～1 時間程度とし議長・委員長があらかじめ定める。

自由討議時間の延長が必要な場合は、会期、当局側の状況を踏まえた上で議長・委員長が延長の可否、時間を定める。

４．議事録は録音を元に事務局が作成し、必要に応じて委員長が確認を行う。

５．本会議での自由討議が必要となった場合は、本会議は休憩とした上で、全員協議会を開き全員協議会の場で自由討議を行う。

（別紙５）議会基本条例　改正後（案）

○大潟村議会基本条例

平成 23 年 3 月 22 日
条例第 6 号

目次

第 1 章　目的(第 1 条)
第 2 章　議会・議員の活動原則(第 2 条・第 3 条)
第 3 章　村民と議会の関係(第 4 条)
第 4 章　村長等と議会及び議員の関係(第 5 条～第 8 条)
第 5 章　討論の場(第 9 条)
第 6 章　議会・議会事務局の体制整備(第 10 条～第 14 条)
第 7 章　議員の身分・待遇、政治倫理(第 15 条～第 17 条)
第 8 章　最高規範性及び見直し手続き(第 18 条～第 20 条)
附則

前文

大潟村は、「平成の大合併」のかけ声のなか、平成 16 年(西暦 2004 年)、自主自立の村づくりの道を選択した。それまでにも、大潟村議会は議員定数の削減、議員報酬の見直し等、種々の議会改革を行って今日に至っている。

二元代表制を採用する地方自治において、大潟村民(以下「村民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成される大潟村議会(以下「議会」という。)は、同じく村民から選挙で選ばれた大潟村長(以下「村長」という。)とともに、大潟村の代表機関を構成する。この 2 つの代表機関は、ともに村民の信託に応える活動をしなければならないが、かたや、村長は独任制の機関として、また、議会は多人数による合議制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、村民の意思を村政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、大潟村としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が村民の代表機関として、地域における民主主義の発展と村民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能である「監視機能」と「立法機能」を十分に駆使して、村民福祉のため、真の地方自治の醸成を目指さなければならない。また、議会は、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く村民に明らかにする責務を有している。そのためには、自由闊達な討議が必要であり、その過程と結果を公開することが言論の府であり、討論の場である議会の重要な使命である。

そして、我々議員は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法律」という。)が定める規定の遵守とともに、時代の変革に対応した積極的な情報の公開と創造、政策活動へ

の多様な村民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会運営の規定を遵守し、実践することにより、村民に信頼され、存在感のある、豊かで創造力ある、行動的な議会を築くことを目指す。

以上のように、広範で重要な議会の使命を達成するために本条例をここに制定する。

第１章　目的

(目的)

第１条　この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい、村民に開かれた議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、村政の情報公開と村民参加を基本にした、大潟村の持続的で豊かな地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

第２章　議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第２条　議会は、村民主権を基礎とする村民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた村民に開かれた議会及び村民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2　議会は、村民、村長等と議員の交流と自由な討論の場であるとの認識に立って、別に定める大潟村議会会議規則(昭和 63 年議会規則第 1 号)等の内容を継続的に検討、見直すものとする。

3　議長は、別に定める大潟村議会傍聴規則(昭和 63 年議会規則第 2 号)を遵守し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、村民にわかりやすい議会運営に努める。

4　議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合は、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第３条　議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議(以下「自由討議」という。)の推進を重んじなければならない。

2　議員は、村政の課題全般について、村民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、村民の選良として、その信託に応える活動をしなければならない。

3　議員は、個別的な事案の解決だけでなく、村民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第３章　村民と議会の関係

(村民参加及び村民との連携)

第４条　議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2　議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会、及び全員協議会を原則公開するとともに、議会主催の村民懇談会を開催するなど、会期中又は閉会中を問わず、村民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。
3　議会は、常任委員会、全員協議会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、村民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
4　議会は、村民による請願及び陳情等を村民の政策提案と位置づけて、その審議においては、これら提案者の意見を聴くように努めなければならない。
5　議会は、村民、村民団体、NPO 等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
6　議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議員の活動に対して村民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

第 4 章　村長等と議会及び議員の関係

(村長等と議会及び議員の関係)
第 5 条　議会の本会議における議員と村長及び執行機関の職員(以下「村長等」という。)の質疑応答は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
2　議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された村長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
(村長による政策等の形成過程の説明)
第 6 条　議会は、村長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)については、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう求めることができる。
(1)　政策等の発生源
(2)　検討した他の政策案等の内容
(3)　他の自治体の類似する政策等との比較検討
(4)　総合計画における根拠又は位置づけ
(5)　関係ある法令及び条例等
(6)　政策等の実施にかかわる財源措置
(7)　将来にわたる政策等のコスト計算
2　議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
(予算・決算における政策説明資料の作成)
第 7 条　議会は、村長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するように求めることができる。

(法律第 96 条第 2 項の議決事項)
第 8 条　法律第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、村長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。
(1)　大潟村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するために総合的かつ体系的に定める基本計画
(2)　前号に準ずる村政に関わる重要な計画で、かつ村長等と協議の上議会で決定したもの
　第 5 章　討論の場
(自由討議による合意形成)
第 9 条　議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長及び委員会委員長は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、村長提出議案及び村民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、村民に対する説明責任を十分に果たすように努めなければならない。
2　議員は、前項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。
　第 6 章　議会・議会事務局の体制整備
(村民・議会との懇談会の開催)
第 10 条　議会は、村政の諸課題に柔軟に対処するため、村政全般にわたって、議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する村民・議会との懇談会を開催するものとする。
2　前項の村民・議会との懇談会に関し必要な事項は、議長が、全員協議会にはかり別に定める。
(情報公開の拡大)
第 11 条　議会は、議会の持てる情報を広く村民に公開するため、村内の公共施設等に、議事録の写し等を自由に閲覧できる場所を設置するように努めるものとする。
2　前項と同じ目的のため、インターネット上であらゆる議事録等の情報を公開するように努めるものとする。
(議会事務局体制の充実)
第 12 条　議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。
(議員研修の充実強化)
第 13 条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。
2　前項の目的の達成のため、各種議員研修、常任委員会とその所管事務調査、特別委員会、議員個々による政務調査、全員協議会、村民懇談会、その他各種交流会等を積極的に活用する。
(議会広報活動の充実)
第 14 条　議会は、議会活動に係る情報を、議会独自の視点から、常に村民に対して周知

するよう努めるものとする。
2　議会は、村民への意見聴取及び情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの村民が議会と村政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第 7 章　議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)
第 15 条　議員定数は、大潟村議会議員の定数を定める条例(平成 14 年条例第 18 号)で別に定める。
2　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民等の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。
(議員報酬)
第 16 条　議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 51 年条例第 42 号)で別に定める。
2　議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して村民等の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。
(議員の政治倫理)
第 17 条　議員の政治倫理は、大潟村議会議員政治倫理確立に関する条例(平成 12 年条例第 34 号)で別に定める。
2　議員は、村民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第 8 章　最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)
第 18 条　この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。
(議会及び議員の責務)
第 19 条　議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。
(見直し手続)
第 20 条　議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の見直しが必要かどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
2　議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
3　議会は、前項による検討の結果、制度の改善を不要と判断した場合でも、検討内容及

び結果を公開するものとする。
4　議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附　則
この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
附　則(平成 27 年 3 月 25 日条例第 29 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(令和 8 年 9 月　日条例第　号)
この条例は、公布の日から施行する。

（別紙６）議会基本条例改正に付随する４年に一度の検討事項

議員改選後の協議について

1　期間

改選後半年以内

2　方法

各項目を議会運営委員会で検討したのち、その内容を元に全員協議会で協議する。
定数・報酬などに関連し大規模な改善、条例改正が必要となる見込みの場合は特別委員会を設置する。

3　項目

- ✓ 見直し事項
 - ➢ 議会基本条例の内容
 - ➢ 定数
 - ➢ 報酬
 - ➢ 令和６～８年度に行った議会改革調査特別委員会における議会活性化策
- ✓ 新規
 - ➢ 基本条例に則り「村民に信頼され、存在感のある、豊かで創造力ある、行動的な議会」とするための新たに取り組むべき議会活性化策

4　その他

上記項目の随時見直し（検討）、または新規の取り組みを求める場合は、議員が具体的な内容を全員協議会で提案の上、議会運営委員会でその扱いを協議する。